

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20250129製局第1号  
令和7年1月31日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪場及び場外車券売場の施設の構造又は設備の変更への対応について

上記の件について、自転車競技法（以下「法」という。）第4条に基づいて設置された競輪場及び第5条に基づいて設置された場外車券売場の施設の構造又は設備を変更（以下本通達において単に「変更」という。）する際は、法第53条及び自転車競技法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項、第2項及び第14条第3項に基づき下記のとおり報告を求めるとともに、検査を実施することについて関係者各位に対し、周知徹底方をお願いします。

なお、令和2年4月1日付け20200318製局第2号「競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告並びに調査について」は廃止します。

## 記

### 1. 変更の事前報告

規則第13条第2項及び第14条第3項に基づき、競輪場及び場外車券売場の設置者は、変更を行おうとする場合、以下により所轄経済産業局長へ提出すること。

- ① 変更に係る事前報告書 別紙1のとおり
- ② 提出期限 工事着手2月前

ただし、以下に掲げるものは提出を必要としない。

- (1) 施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（平成18年経済産業省告示第369号。以下「競輪場施設基準告示」という。）に掲げる施設・設備に影響しないもの
- (2) 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（平成18年経済産業省告示第370号。）に掲げる施設・設備に影響しないもの
- (3) 競輪場施設基準告示に掲げる「4 選手管理施設等」及び「6 観客の用に供する施設等」に定める施設・設備であって当該施設・設備の機能の維持・向上を図るために更新するもの

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局は、報告された施設の構造又は設備の変更計画が、法及び規則に定める基準に適合しているかを確認し、その結果、必要に応じて改善を設置者へ求めること。

## 2. 変更に係る検査

法第53条第1項に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局は、上記1.で報告を受けた施設の構造又は設備の変更計画に基づき変更されたか否かを検査すること。

なお、検査においては、法第49条に基づく秩序維持等の観点から関係通達の基準も併せて確認すること。

検査における情報収集の手段は、オンライン会議システム等に置き換えることができる。なお、検査については、必要に応じ、法第23条第1項の規定に基づく競輪振興法人の協力を得るものとする。

## 3. 変更の事後報告

規則第13条第1項及び第14条第3項に基づき、競輪場及び場外車券売場の設置者は、変更を行ったときは、遅滞なく以下により所轄経済産業局長へ提出すること。

以下の案件について、別紙2に基づいて報告すること。

- (1) 上記1. で事前報告が不要とされたもののうち競輪場の平面図・配置図等に変更を生じるもの
- (2) 上記2. に基づいて検査された変更

(別紙1)

番 号  
年 月 日

〇〇経済産業局長 宛て

設 置 者 名 〇〇 〇〇

施設の構造又は設備の変更に係る事前報告書 (〇〇場)

自転車競技法施行規則第13条第2項(場外車券売場の場合は第14条第3項)に基づき、施設の構造又は設備の変更予定について報告書を提出いたします。

1. 変更する施設又は設備の名称  
※どの施設(建物)又は設備を変更するか記述すること
2. 変更の目的
3. 工事期間
4. 変更内容
5. 工事期間中の開催について  
※開催、場外発売へ影響があるか否かを記述すること
6. 添付書類(改修前後の図面、改修前の写真、仕様書等)

(別紙2)

番 号  
年 月 日

〇〇経済産業局長 宛て

設 置 者 名 〇〇 〇〇

施設の構造又は設備の変更報告について (〇〇場)

自転車競技法施行規則第13条第1項(場外車券売場の場合は第14条第3項)に基づき、施設の構造又は設備の変更について報告書を提出いたします。

1. 変更した内容
2. 変更の目的
3. 工事期間
4. 添付書類 (改修前後の図面、写真)